

山口県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護テクノロジー定着支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた取組を行う介護サービス事業者等に対して補助を行うことにより、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は山口県（以下「県」という。）とし、山口県介護生産性向上総合相談センターが補助金申請に係る受付事務及び職場環境の改善に資する意見付与を行う。

(対象となる事業所・施設等)

第4条 以下の介護事業所・介護施設等を対象とする。（以下「介護事業所等」という。）

- (1) 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- (2) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(補助対象事業)

第5条 この補助金の交付の対象は、次の各号に定める事業とする。ただし、他の補助金等を受けて導入する機器等については、本補助事業の対象とならない。

(1) 介護テクノロジー等の導入支援

ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下「重点分野」という。）に該当する機器等を導入する際の経費を対象とする。

※重点分野の定義については、別紙を参照のこと。

イ その他

アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が認める機器等を対象とする。

「その他」と認められる例：

- ・ 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
- ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支

援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等)

- ・ 生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
- ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

（２）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

第５条（１）の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると県が認めるテクノロジーを導入する場合の支援を行う（通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む）。

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例：

- ・ 「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・ 「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・ 介護記録ソフト＋介護請求ソフト 等

【留意事項】

- 第５条（１）、（２）において、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない（補助は１機種限り）。
- 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- 介護テクノロジー等の導入に伴う１事業所当たりの限度台数は、事業所等の業務内容及び規模に照らして適当であると認められる台数であって、全ての機器に係る補助額（付帯して必要となる経費を含む）の合計が１，０００万円以下とする。
- （公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」（以下、「TAIS」という。）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。

＜福祉用具情報システム＞

（掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>）

※TAISに公表されていない機器等であっても、第５条（１）イに該当するものについては対象となる。

- 第５条（１）アの機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。
 - ① 主となる機器が介護ソフトの場合は、第６条（２）表２に定める基準額
 - ② 主となる機器が介護ソフト以外の場合は、第６条（２）表１に定める１台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額

また、通信費は上記経費には含まないこととする。

機器等の導入に付帯して必要となる経費の例：

- ・ 介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ・ 介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末 等

○ 重点分野のうち「介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。

○ 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記を要件とする。

国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

- ・ ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

（掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>）

- ・ 厚生労働省 介護ソフトの機能調査 HP

（掲載先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou）

（補助額）

第6条 補助対象となる介護事業所等ごとに、次の（１）、（２）及び（３）により、算出された金額で補助を行う。

（１）補助率

第5条（１）及び（２）について、実支出額（消費税および地方消費税を除く）に4分の3を乗じた額を算出する。

（２）基準額

次の表1及び表2の第1欄に定める区分ごとに、（１）で算出した額と第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額（千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。）を補助額とする。

表 1 介護テクノロジーの導入支援

1 対象経費の種類	2 基準額
第 5 条（１）アで示す機器等のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器又は第 5 条（１）イで示す機器	1 0 0 万円
第 5 条（１）アで示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」	表 2 による
第 5 条（１）アで示す機器等のうち上記以外のもの	3 0 万円
第 5 条（２）パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）	1, 0 0 0 万円

表 2 介護ソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、第 1 欄に定める区分ごとに第 2 欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律 2 5 0 万円を基準額とする。なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和 7 年度中に「ケアプランデータ連携システム」により 5 事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に 5 万円を加算することとする。

1 職員数（申請時点）	2 基準額
1 名以上 1 0 名以下	1 0 0 万円
1 1 名以上 2 0 名以下	1 5 0 万円
2 1 名以上 3 0 名以下	2 0 0 万円
3 1 名以上	2 5 0 万円

※ 1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ＩＣＴの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※ 2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 2 条第 8 号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

（３）その他

補助額のうち、第 5 条（１）又は（２）で示す機器等と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）について、1 台あたりの補助額は 1 0 万円以内とする。

（交付の条件）

第 7 条 規則第 4 条第 3 項の知事が付する条件は、次の各号のとおりとする。

（１） 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用

を継続的に行えるようにするため、以下に掲げる支援を受けること。

- 第14条に規定する業務改善計画の作成等を行うにあたり、山口県介護生産性向上総合相談センターに相談を行うこと。
- 令和7年4月1日から第11条に規定する事業実績報告書を提出する日までの間に、次に掲げるいずれかの研修を受講すること。
 - ・ 厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修
 - ・ 山口県介護生産性向上総合相談センターが実施する研修
 - ・ 県が実施する「介護テクノロジー定着セミナー」その他、介護生産性向上に関する研修

(2) 補助事業により取得した機器等の利用は、実際の利用場面を十分に勘案して適切に行うこと。

適切でない利用場面の例：

介護予防支援事業所としての地域包括支援センターに補助された介護記録ソフトを、専ら地域包括支援センターの相談援助業務に使用すること。

(3) 以下のサービスを提供する事業所等については、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

（参考）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>）

- ① 短期入所生活介護
- ② 短期入所療養介護
- ③ 特定施設入居者生活介護
- ④ 小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑦ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設
- ⑨ 介護老人福祉施設
- ⑩ 介護老人保健施設
- ⑪ 介護医療院
- ⑫ 介護予防短期入所生活介護
- ⑬ 介護予防短期入所療養介護
- ⑭ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑯ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(4) 以下のサービスを提供する事業所等については、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護
- ③ 訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション
- ⑦ 福祉用具貸与
- ⑧ 居宅療養管理指導
- ⑨ 短期入所生活介護
- ⑩ 短期入所療養介護
- ⑪ 居宅療養管理指導（「ケアプランデータ連携システム」を利用しない場合を除く）
- ⑫ 夜間対応型訪問介護
- ⑬ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑭ 認知症対応型通所介護
- ⑮ 地域密着型通所介護
- ⑯ 小規模多機能型居宅介護
- ⑰ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑱ 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ⑲ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ⑳ 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ㉑ 居宅介護支援
- ㉒ 介護予防訪問入浴介護
- ㉓ 介護予防訪問看護
- ㉔ 介護予防訪問リハビリテーション
- ㉕ 介護予防通所リハビリテーション
- ㉖ 介護予防福祉用具貸与
- ㉗ 介護予防短期入所生活介護
- ㉘ 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ㉙ 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- ㉚ 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ㉛ 介護予防居宅療養管理指導（「ケアプランデータ連携システム」を利用しない場合を除く）
- ㉜ 介護予防認知症対応型通所介護
- ㉝ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ㉞ 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- ㉟ 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ㊱ 介護予防支援
- ㊲ 訪問型サービス（みなし）
- ㊳ 訪問型サービス（独自）
- ㊴ 訪問型サービス（独自／定率）
- ㊵ 訪問型サービス（独自／定額）

- ④① 通所型サービス（みなし）
- ④② 通所型サービス（独自）
- ④③ 通所型サービス（独自／定率）
- ④④ 通所型サービス（独自／定額）

（５）本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、介護事業所等は、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（第15条で定める報告により確認する。）。

（６）介護事業所等は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

なお、SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策（一つ星or二つ星）を講じていることを宣言すること。

※ SECURITY ACTIONについて

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・「SECURITY ACTION」の概要説明
（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）
- ・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」
（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>）

（７）介護事業所等は、厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、第14条に基づき、業務改善計画を作成すること。

- ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>）
- ・介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>）
- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>）
- ・介護ロボット等のパッケージ導入モデル
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf>）
- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧
（掲載先：[r05_105_02jigyohokokusho.pdf](#)（[mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp)））

（８）補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム（Long-term care Information

system For Evidence ; LIFE（ライフ）。）による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

- (9) 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等が介護事業所等に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）
- (10) 介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。
- (11) 補助事業により購入又はリースにより取得した機器等を3年を経過せずして処分又はリースに係る契約を解除した場合は、既に受けた補助金の全額を返還しなければならない。ただし、「山口県介護施設等整備補助金に係る財産処分承認基準」において、県納付に関する条件を付さずに承認する場合、もしくはリースにより導入した機器等を購入するために、当該機器等のリースに係る契約を解除した場合はこの限りではない。
- (12) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、山口県知事（以下「知事」という。）の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (13) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (14) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (15) 補助事業者が（1）から（14）により付した要件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の交付申請）

第8条 規則第3条第1項の規定による申請書は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更承認申請）

第9条 規則第4条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」とい

う。)は、補助事業について、内容を変更しようとするときは、規則第8条の規定によりあらかじめ事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助金の交付決定額の20パーセント以内の増減

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、規則第8条の規定によりあらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第11条の実績報告書は、事業実績報告書(第4号様式)によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

なお、補助事業の完了とは、第7条に掲げる交付条件の充足を含むものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(第5号様式)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(業務改善計画の作成)

第14条 補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成するものとし、知事に提出する。知事は当該計画を取りまとめて、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告する。

なお、介護事業所等は、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、山口県介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。

(業務改善に係る効果の報告)

第15条 補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた年度の翌年度から3年間、当該介護事業所等において前条で定めた業務改善計画に対する効果を知事に対し報告することとする。知事は当該報告を取りまとめて、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に報告する。

(指導監督)

第16条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和7年6月6日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。
- 2 山口県介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 令和7年3月31日以前に、廃止前の山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱、廃止前の山口県介護事業所ICT導入推進事業補助金交付要綱及び廃止前の山口県介護テクノロジー導入支援事業補助金により交付を受けた事業については、なお従前の例による。